

平成30年度 国民健康保険税の改正に

ご理解をお願いします

今回の改正により、国民健康保険税の軽減対象が拡大されます。

◆軽減対象の拡大

国民健康保険税は、前年中の所得が一定の基準以下の世帯に対して、均等割と平等割を軽減する制度があります。

5割軽減世帯と2割軽減世帯の対象となる基準額の計算方法が変わります。

◎5割軽減

被保険者数に乗ずる金額を27万円から27万5千円に改定します。

◎2割軽減

被保険者数に乗ずる金額を49万円から50万円に改定します。

なお、軽減措置を受けるための申請は不要です。

ただし、世帯主及び被保険者に所得未申告の方がいる場合は、軽減措置の対象

になりませんので、必ず所得の申告をしてください。

【改正前】

軽減割合	軽減判定所得
7割	33万円以下
5割	33万円 + (被保険者数 × 27万円) 以下
2割	33万円 + (被保険者数 × 49万円) 以下

【改正後】

軽減割合	軽減判定所得
7割	33万円以下
5割	33万円 + (被保険者数 × 27万5千円) 以下
2割	33万円 + (被保険者数 × 50万円) 以下

*軽減判定所得:世帯主及び被保険者の前年中の総所得金額等(賦課期日に資格を有する方)
*65歳以上の公的年金受給者の方は年金所得から15万円控除した金額で判定します。

◇2人世帯(夫婦58歳、57歳)の場合 軽減判定所得 2人合わせた所得 88万円

【改正前】

軽減割合	軽減判定所得	
7割	33万円以下	×
5割	33万円 + (2人 × 27万円) = 87万円以下	×
2割	33万円 + (2人 × 49万円) = 131万円以下	○

【改正後】

軽減割合	軽減判定所得	
7割	33万円以下	×
5割	33万円 + (2人 × 27万5千円) = 88万円以下	○
2割	33万円 + (2人 × 50万円) = 133万円以下	×

改正前は2割軽減世帯でしたが、改正後は5割軽減世帯になりました。



■お問合せ
保険年金課
☎0297(21)2187

国民健康保険に加入している場合、所得が無い方についても申告が必要です。まだ申告されていない方は早めに申告してください。また、8月に更新となります、前期高齢者(70歳〜74歳の方)の自己負担割合、高額療養費の自己負担限度額についても所得により判定されますので、必ず所得の申告をしてください。

国民健康保険に
ご加入の方へ
所得の申告を
お願いします